

告示第426号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年9月17日

尾道市長 平谷 祐宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 因島モール

所在地 尾道市因島田熊町字扇新開1141番地1外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称 (仮称) 因島モール

所在地 尾道市因島田熊町字扇新開1141番地1外

(変更後) 名称 因島モール

所在地 尾道市因島田熊町字扇新開1141番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

施設 No.	小 売 業 者		住 所
	名 称	代 表 者	
H-1	株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
U-1	株式会社ユーホー	代表取締役 佐藤 哲士	広島県福山市多治米町六丁目3番5号
—	その他未定	—	—

(変更後)

施設 No.	小 売 業 者		住 所
	名 称	代 表 者	
H-1	株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
H-2	株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
H-3	株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶原 秀樹	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号
H-4	未定	—	—
H-5	株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東四丁目39番8号
H-6	未定	—	—

U-1	株式会社ユーホー	代表取締役 佐藤 哲士	広島県福山市多治米町 六丁目3番5号
-----	----------	-------------	-----------------------

- 3 大規模小売店舗の変更をする日
平成25年9月5日
- 4 変更する理由
大規模小売店舗の名称の確定及び未定テナントが一部決定したため
- 5 届出年月日
平成25年9月11日
- 6 届出書等の縦覧場所
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）
尾道市因島総合支所しまおこし課（尾道市因島土生町7番地4）
- 7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 - (1) 期間
平成25年9月17日から平成26年1月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 時間帯
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 8 意見書の提出
法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1) 提出期限
平成26年1月16日
 - (2) 提出先
尾道市産業部商工課